

3感ワ号外
令和4年（2022年）1月4日

長野県医師会長 様
長野県歯科医師会長 様
長野県薬剤師会長 様
長野県看護協会会長 様
長野県訪問看護ステーション連絡協議会長 様

長野県健康福祉部長
(公 印 省 略)

初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種が可能となった医療従事者等の接種について（通知）

日頃は、本県の健康福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、令和3年12月17日付け厚生労働省事務連絡により、医療従事者等は、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を受けられることとなりました。つきましては、貴会会員への周知についてご配慮願います。

記

- 1 対象者
 - (1) 医療従事者等
 - (2) 高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者並びに病院又は有床診療所の入院患者
- 2 医療従事者等が接種を受ける方法
 - (1) 個別接種を行う医療機関における勤務職員等への接種（いわゆる「自院接種」）
 - (2) 県設置会場における接種（自院接種等の追加接種の予約が取れていない方のみ）
- 3 その他
 - ・ 今後、各市町村で追加接種等に向けた体制が整備される予定です。
 - ・ 接種券が届いていない場合は、住民票所在地の市町村にお問い合わせください。

長野県健康福祉部ワクチン接種体制整備室 (室長) 山邊 英夫 (担当) 青沼 伸悟 電話 026-235-7319 FAX 026-235-7334 Email corona-vaccine@pref.nagano.lg.jp
